

# マイカー共済 改定のご案内

自動車総合補償共済

2016年2月1日以降に更新を迎えるご契約より制度改定を行います。

## 主な改定内容

### 1 共済掛金の改定

これまでの共済金の支払状況を踏まえて、基本補償・車両損害補償・その他特約の掛金の見直しを行います。

※個々の契約条件によって、共済掛金(以下、掛金といいます)が引き上げになる場合や引き下げになる場合があります。

### 2 新たな等級制度の導入

7等級以上の契約について、等級制度を「事故なし」と「事故あり」に区分し、同じ等級でも異なる割引率を使用することとしました。

### 3 運転者年齢条件区分の見直しと主たる被共済者年齢区分の導入

「運転者年齢条件」のうち、「30歳以上補償」の区分を廃止します。また、「26歳以上補償」「35歳以上補償」の契約を対象に「主たる被共済者年齢区分」を導入します。

### 4 契約者のニーズを反映した特約・割引の充実および新たな特約の新設

- NEW** (1) 運転者本人・配偶者限定特約の新設
- (2) 自転車賠償責任補償特約の最高限度額の引き上げ
- NEW** (3) 車両損害の無過失事故に関する特約の新設 等

### 5 その他の改定

- (1) 車両損害補償の「自己負担額」に「20万円」を追加
- (2) ABS装着車割引の取り扱い終了

## 実施時期

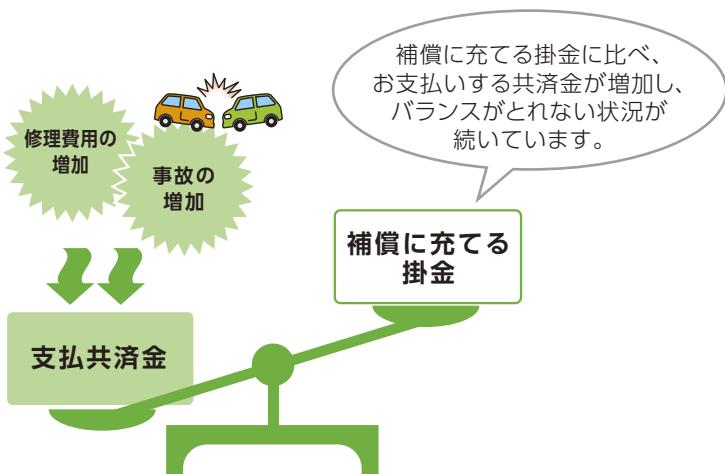
**新規** 2016年1月1日以降、効力開始(サービス開始)となる契約

**継続** 2016年1月以降に満期を迎え、継続となる契約

### 1 共済掛金の改定

事故件数の増加や、事故1件あたりの平均修理費の上昇等を要因とした共済金の上昇などにより、お支払いする共済金が増加しており、ご契約の皆さまよりいただく掛金との不均衡が続いていることから、掛金水準の全体的な見直しが必要となりました。ご理解をいただくとともに、一層の安全運転をお願いいたします。

※お車の種類やご契約条件により改定率は異なります。



## 2 新たな等級制度の導入

マイカー共済では、1-5等級～22等級までの「等級」によって、掛金の割引・割増が行われています。

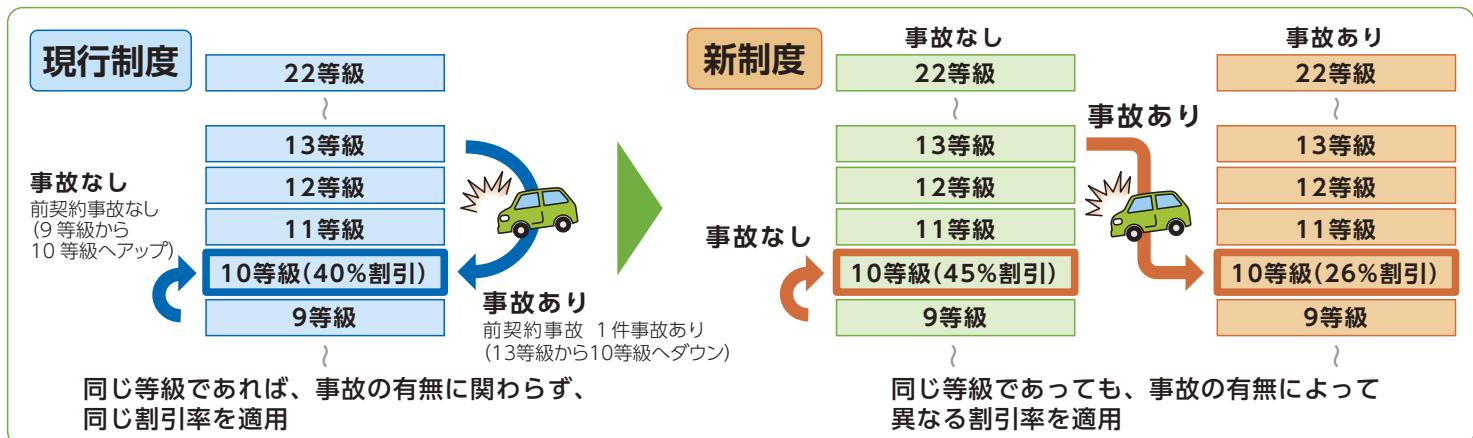
1年間無事故であれば翌年は1等級上がり、事故があった場合は1事故について原則として3等級下がります（事故の状況などによっては1等級下がる場合や、等級に影響がない「ノーカウント」の場合などもあります）。

現行制度では、同じ等級であれば事故の有無に関わらず同じ割引率・割増率を適用しています。しかし、実際は事故があったご契約者のほうが、その後の共済金支払いが多い傾向が見られることから、7等級以上の契約について、等級制度を「事故なし」と「事故あり」に区分し、それぞれ異なる割引率を使用することとしました。

「事故あり」については割引率が相対的に低く抑えられていますので、前契約で事故のあったご契約者については、事故のなかったご契約者と比べ、継続後の掛金が引き上がることとなります。

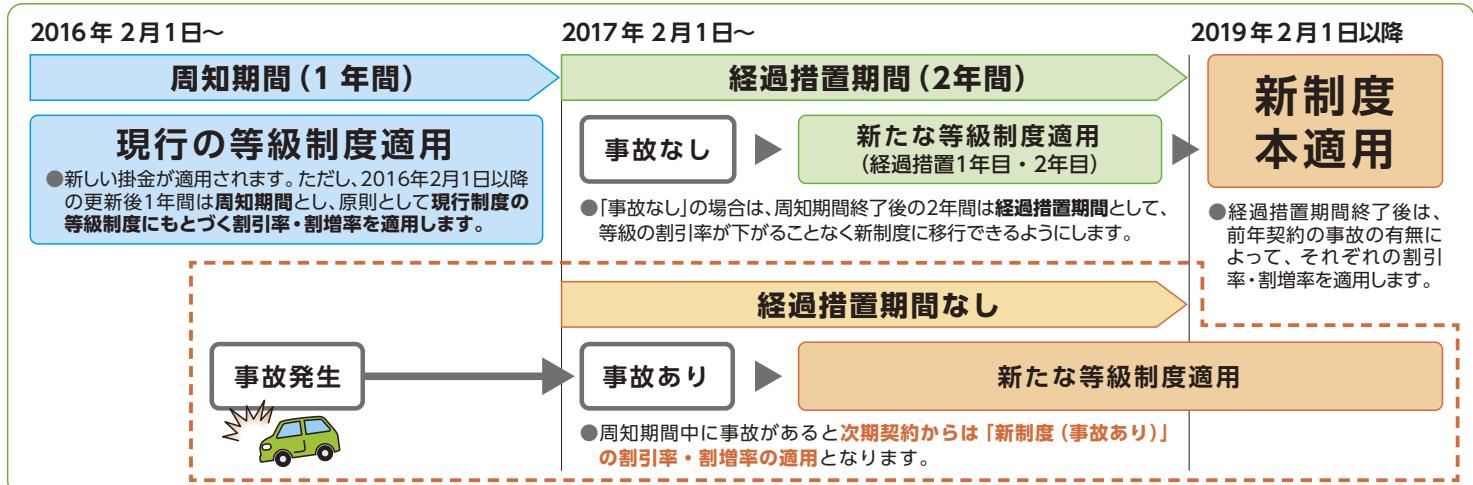
### ■ 事故有無に応じた等級適用のイメージ

例 次期適用等級が10等級となる場合



### ■ 新たな等級制度の周知期間と経過措置期間

新たな等級制度への適用は次のとおり段階的に実施します。



※周知期間中に事故があった契約を解約して再び契約し直す場合などは、「事故あり」の割引率・割増率を適用することがあります。

### ■ 事故有係数適用期間について

- 事故を起こされ、マイカー共済を利用した場合、3等級ダウン事故1件につき「3年」、1等級ダウン事故1件につき「1年」が事故有係数を適用する期間として加算されます。
- 事故有係数適用期間は、事故が発生するたびに積算しますが、上限は「6年」（下限は「0年」）とします。

例 15等級で3等級ダウン事故が1件発生し、その後3年間無事故であった場合

事故	あり	なし	なし	なし	なし
等級 [事故無係数 (適用期間)]	15等級 (0)				15等級 (0)
等級 [事故有係数 (適用期間)]		12等級 (3)	13等級 (2)	14等級 (1)	

### ■ 等級制度に関するその他の改定

- 車両損害補償に関する「ノーカウント事故」を廃止し、「3等級ダウン事故」として取り扱います。**
  - これまで「ノーカウント事故」の取り扱いを行っていた以下に該当する事故について「3等級ダウン事故」とします。
    - 「一定の条件を満たす以下の事故で、ご契約者に過失がないことが確定した場合」
      - (1) 相手自動車の追突事故
      - (2) 相手自動車のセンターラインオーバー事故
      - (3) 相手自動車の信号無視による事故
    - なお、人身傷害補償、搭乗者傷害補償、マイバイク特約などのお支払いのみとなる事故等については、引き続き「ノーカウント事故」として取り扱います。
  - 「車両損害の無過失事故に関する特約」を新設します。**
    - 今回の改定で新設される「車両損害の無過失事故に関する特約」をお申し込むことにより、いわゆる「もらい事故」等でご契約者に過失のない、自動車同士の事故（※相手自動車が特定できない「あて逃げ」は含まれません）については、事故件数に数えない「ノーカウント事故」として取り扱います。

## ■ 現行制度と新制度の等級別割引・割増率表

等級	契約の始期 現行制度	新制度			
		事故なし			事故あり
周知期間	経過措置1年目	経過措置2年目	本適用		
22等級	-64%	-64%	-64%	-64%	-43%
21等級	-64%	-64%	-64%	-64%	-43%
20等級	-64%	-64%	-64%	-64%	-43%
19等級	-62%	-62%	-62%	-60%	-41%
18等級	-62%	-62%	-60%	-58%	-40%
17等級	-62%	-60%	-58%	-57%	-38%
16等級	-60%	-58%	-55%	-55%	-36%
15等級	-58%	-55%	-54%	-54%	-34%
14等級	-55%	-53%	-53%	-53%	-33%
13等級	-52%	-52%	-52%	-52%	-31%
12等級	-50%	-51%	-51%	-51%	-29%
11等級	-45%	-47%	-49%	-50%	-28%
10等級	-40%	-42%	-44%	-45%	-26%

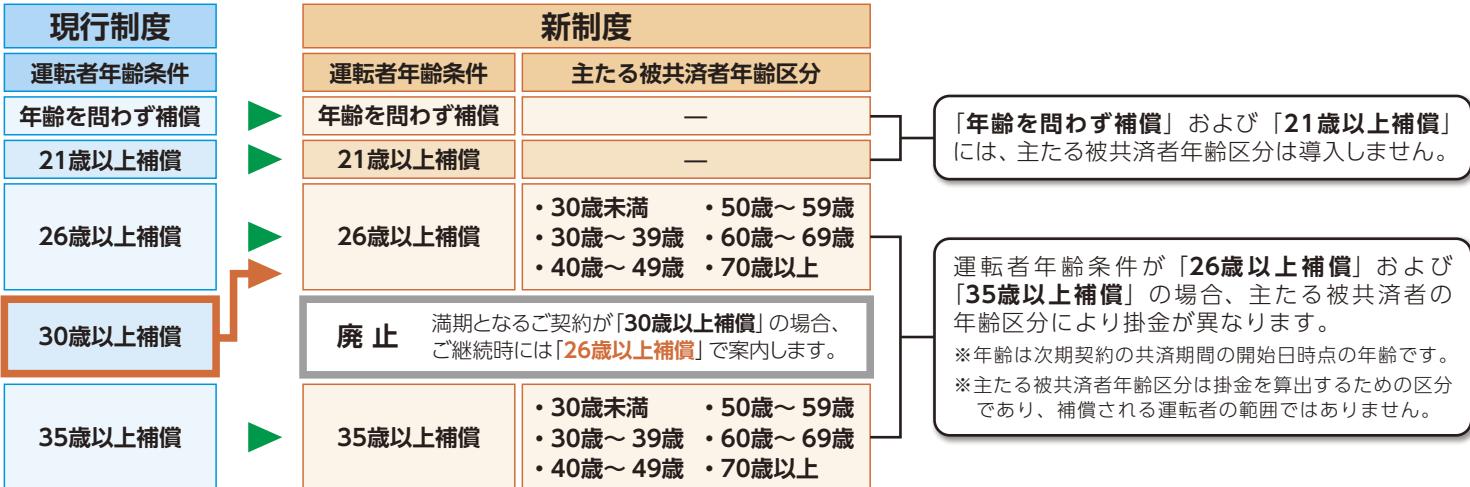
等級	契約の始期 現行制度	新制度			
		事故なし			事故あり
周知期間	経過措置1年目	経過措置2年目	本適用		
9等級		-38%	-39%	-41%	-43%
8等級		-27%	-28%	-30%	-32%
7等級		-16%	-21%	-24%	-26%
6等級(F)	0				-10%
5等級	+20%				+10%
4等級	+40%				+30%
3等級	+60%				+50%
2等級	+70%				+64%
1-1等級	+80%				+85%
1-2等級	+90%				+100%
1-3等級	+100%				+110%
1-4等級	+110%				+120%
1-5等級	+120%				+130%

## 3 運転者年齢条件区分の見直しと、主たる被共済者年齢区分の導入

運転者年齢条件について、「30歳以上補償」を廃止し、「年齢を問わず補償」「21歳以上補償」「26歳以上補償」「35歳以上補償」の4種類とします。

あわせて、運転者年齢条件が「26歳以上補償」「35歳以上補償」の契約を対象に、主たる被共済者の年齢区分を導入します。

※子供特約についても『30歳以上補償』を廃止します。



## 4 契約者のニーズを反映した特約・割引の充実および新たな特約の新設

### NEW (1) 運転者本人・配偶者限定特約

補償の対象となる運転者を、「主たる被共済者本人」と「主たる被共済者の配偶者」に限定することにより、掛金が7%割引となる特約です。

### (2) 自転車賠償責任補償特約

自転車賠償責任補償特約で補償されている最高限度額を現行制度の5,000万円から1億円に引き上げます。

### NEW (3) 車両損害の無過失事故に関する特約

「もらい事故」等でご契約者に過失のない、自動車同士の事故（※相手自動車が特定できない「あて逃げ」は含まれません）については、事故件数に数えない「ノーカウント事故」として取り扱います。「ノーカウント事故」については、新たな等級制度においては「事故なし」となります。

## 5 その他の改定

### (1) 車両損害補償の「自己負担額」に「20万円」を追加

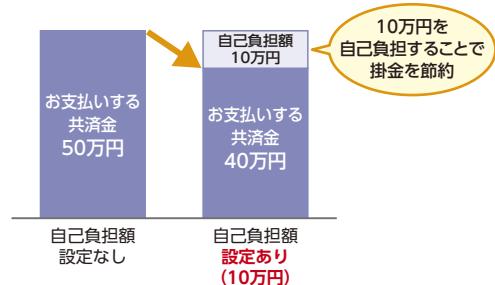
### (2) ABS装着車割引の取り扱い終了

ABS（アンチロック・ブレーキシステム）装置が装着されている自動車が一般的となつたため、ABS装着車割引については、取り扱いを終了します。

# 掛金負担を軽減するための見直しポイント

## 1 車両損害補償を付帯していただいている組合員の方には、自己負担額10万円を付帯することで、掛金負担を軽減することができます。

- 車両自己負担額は、事故回数に関わらず、車両共済金をお支払いする場合、ご契約者が自己負担する金額となります。ただし、すべての車両損害事故について、必ず自己負担額「10万円」が必要となる訳ではありません。
- 全損の場合は、自己負担額「なし」でお支払いします。また、相手がある事故で相手から自己負担額を超える支払いがされた場合は、実質自己負担が発生しません。



【事例】車両共済金額100万円・自己負担額10万円のご契約で、車両損害額が50万円の場合

車両共済金額	100万円	過失割合	50:50
車両損害額	50万円	相手から受け取ることができる対物賠償金額	25万円
自己負担額	10万円		25万円
過失割合	50:50	マイカー共済から支払われる車両損害共済金	損害額から自己負担額を差し引いた後、事故の相手からの対物賠償金額(回収金)が自己負担額を超過する部分のみを差し引きます。 計算式は以下のとおりとなり、結果的に自己負担は生じません。 車両損害額50万円 - 自己負担額10万円 - 15万円(回収金25万円 - 自己負担額10万円) = 25万円
Aさん(マイカー共済契約者)	A cartoon illustration of two cars, one orange and one green, colliding.		

## 2 運転される人の範囲や、年齢の範囲を正しく設定することで、掛金負担を軽減することができます。

運転される人の範囲	割引率	主たる被共済者、配偶者		同居の親族、別居の未婚の子		別居の既婚の子		友人・知人	
		① 運転者本人・配偶者限定特約	7%	② 運転者家族限定特約	3%	①②の特約を付帯しない	○	○	○
NEW	① 運転者本人・配偶者限定特約	7%	○	—	—	—	—	—	—
	② 運転者家族限定特約	3%	○	○	—	—	—	—	—
	①②の特約を付帯しない	—	○	○	○	○	○	○	○

特約を付帯しない場合、別居の既婚の子等、ご家族以外の方が運転する場合には、「運転者年齢条件」を適用せずに補償します。

運転者年齢条件	35歳以上補償	26歳以上補償	21歳以上補償	年齢を問わず補償
子供特約	26歳以上補償	21歳以上補償	年齢を問わず補償	

マイカー共済とあわせて、自賠責共済のご加入もおすすめしています。

マイカー共済

自動車総合補償共済

自賠責共済

自動車損害賠償責任共済

保障のことなら

全労清

全労清は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただき組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

全国労働者共済生活協同組合連合会

新しく組合員になられる方へ（出資金について）

全労清は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出費金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協および職域生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員となる方には、生活協同組合運営のために出資（1,000円以上）をお願いしています（出資金は1口100円で、最低1口以上の出資が必要です）。

全労清は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる充分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。

全労清は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客様に関する情報について厳重な管理体制のもとで正確性・機密性・安全性の確保に努めています（※詳しくは各都道府県の全労清にお問い合わせください）。